

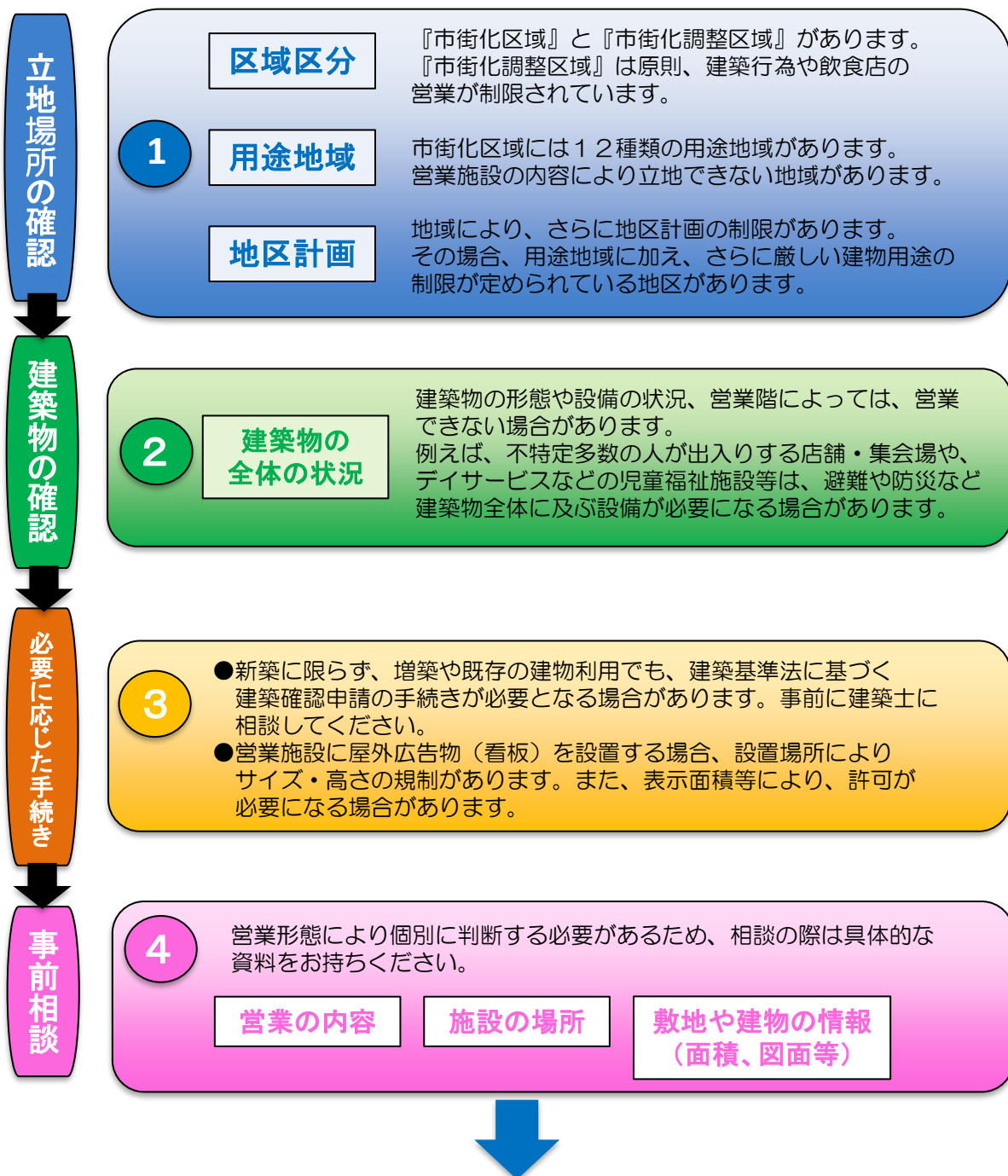
食品営業許可の申請、更新を予定されている皆様へ

営業施設は、立地する区域・地域に定められた法令等（都市計画法、建築基準法、各種条例等）に基づく土地利用上の制限（区域区分、用途地域、地区計画）に適合する必要があります。

食品営業許可の申請前に、営業施設の予定地が適切か、工事に伴う法令手続きが必要であるか等、必ず下記の『確認の流れ』によりご確認ください。

なお、食品衛生法の営業許可にかかわらず、上記法令等の規定に適合しない場合は、罰則規定の対象となりますのでご注意ください。

《 確認の流れ 》



上記の各法令等に適合することをご確認のうえ、申請を行ってください。

（裏面もお読みください）

食品営業許可申請にあたってのお願い

- 営業を計画する際には、必ず各担当課へご相談ください。
- 新築もしくは既存建物の用途を変更する場合においても、立地場所によっては**営業施設として営業できない**場合がありますのでご注意ください。
- 建築確認申請が不要な場合でも、土地利用の制限は適用されますのでご注意ください。
- 営業許可申請の前段階として、都市計画、建築、広告、排水等の確認が必要です。

《 よくある相談例 》

【例1】

(相談) 住宅(用途地域が第一種低層住居専用地域)で喫茶店を計画している。

(回答) 第一種低層住居専用地域において、喫茶店の単独の用途では、新たな建築や既存の建物利用はできません。ただし、住宅の一部を利用し、兼用住宅として営業をする場合、喫茶店であれば面積に応じて建築することが可能です。

【例2】

(相談) 市街化調整区域で一戸建て住宅を利用して店舗を計画している。

(回答) 市街化調整区域では原則、建物用途の変更はできません。また、店舗として新たに計画する場合には、都市計画法の立地基準に適合する内容のうえで、開発許可等が必要となります。

【例3】

(相談) 空き家を利用し、改装やリフォームによって飲食店、喫茶店の営業を計画している。

(回答) 建築確認申請が不要な増築、修繕、模様替えであっても、建物用途の制限は適用されます。このため、小規模な工事でも、建築基準法違反となる場合がありますのでご注意ください。

《 お問い合わせ先 》

- 区域区分、用途地域、地区計画の区域については
都市部都市計画課 ☎ 0467-81-7180
- 市街化調整区域内の制限等については
都市部開発審査課 ☎ 0467-81-7186
- 建築基準法に係る建築物等の制限内容については
都市部建築指導課 ☎ 0467-81-7183
- 屋外広告物の許可申請については
都市部景観みどり課 ☎ 0467-81-7182
- 油分を含む排水を水路等に排水することについては
下水道河川部下水道河川管理課 ☎ 0467-81-7207
- 油分を含む排水を公共下水道に排水することについては
下水道河川部下水道河川総務課 ☎ 0467-81-7204
- 消防法及び火災予防条例については
消防本部 予防課 ☎ 0467-85-9943

